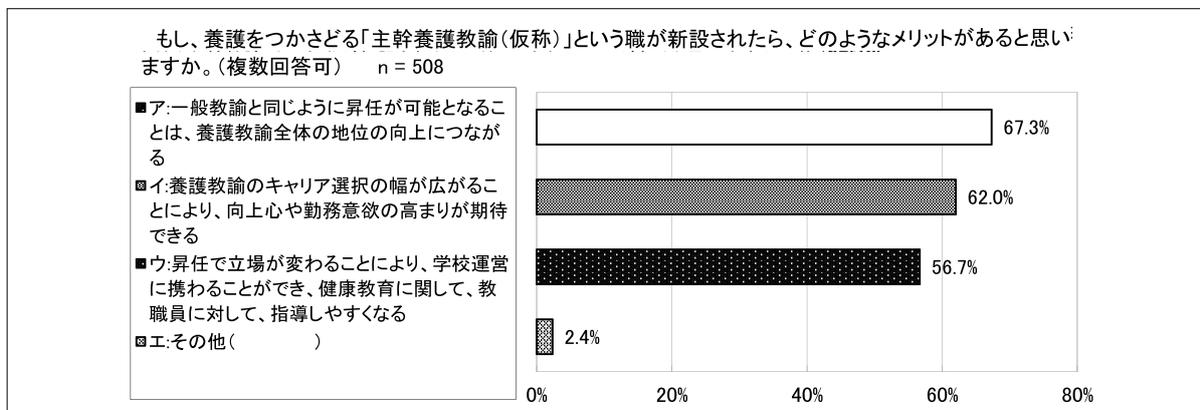


〈専門委員会養護教諭部アンケート調査結果〉 回答者：508人

I 給与に関すること

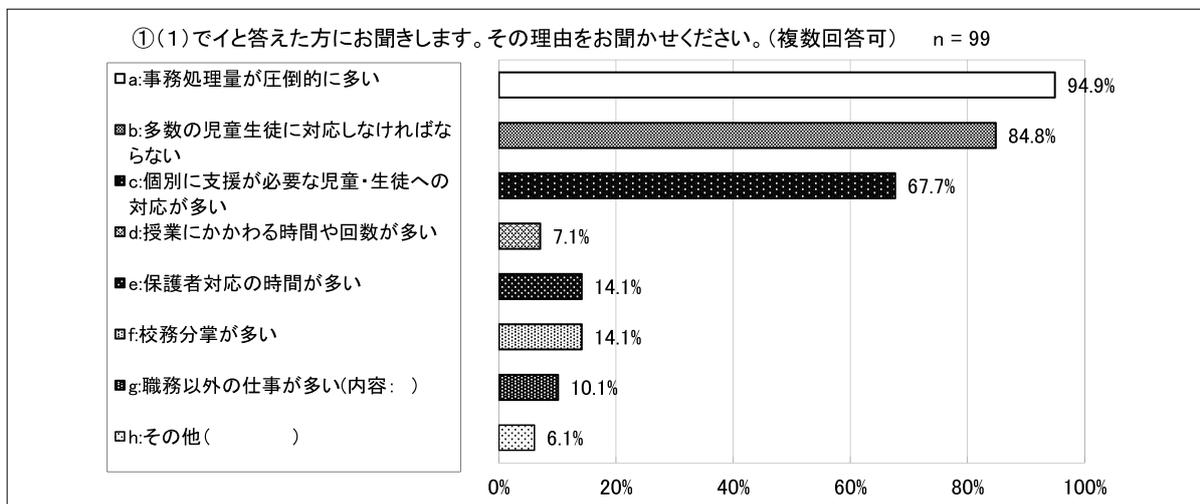
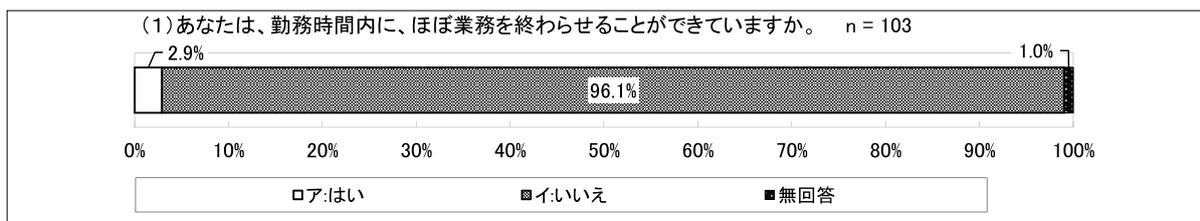
1 養護をつかさどる「主幹養護教諭（仮称）」の職の新設について

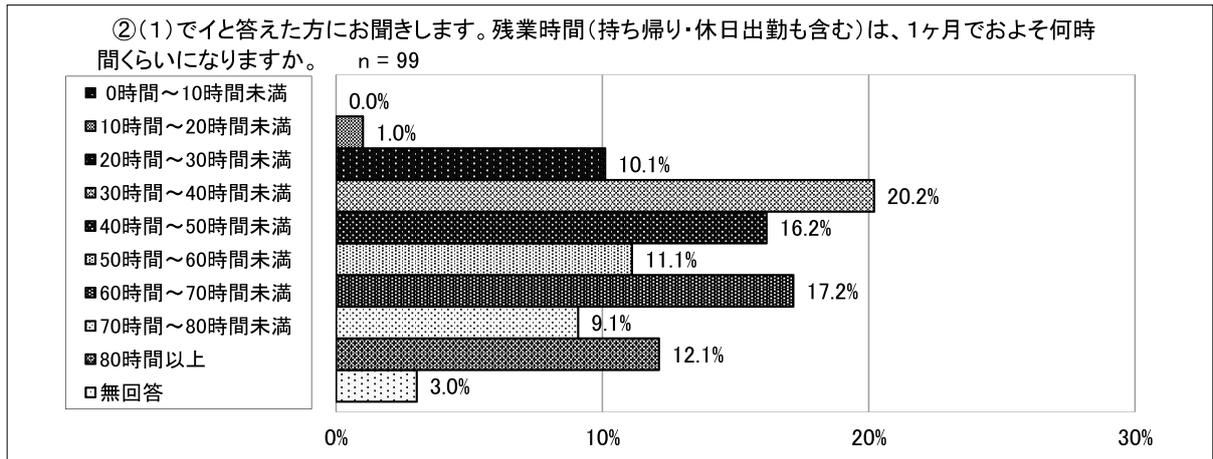


栃教協では、養護をつかさどる「主幹養護教諭（仮称）」という職の新設を要望している。メリットとしては、「一般教諭と同じように昇任が可能となることは、養護教諭全体の地位の向上につながる」（67.3%）や「養護教諭のキャリア選択の幅が広がることにより、向上心や勤務意欲の高まりが期待できる」（62.0%）が挙げられる。児童生徒の健康課題が多様化・複雑化する中、すべての教職員が健康教育について正しい知識をもち適切に対応することが求められている。そのためには、心や体の健康について、高度な知識と豊富な経験を有する養護教諭が養護をつかさどる「主幹養護教諭（仮称）」として学校経営に参画し、学校保健の充実を図り、より円滑な教育活動を行うことができるようにする必要がある。

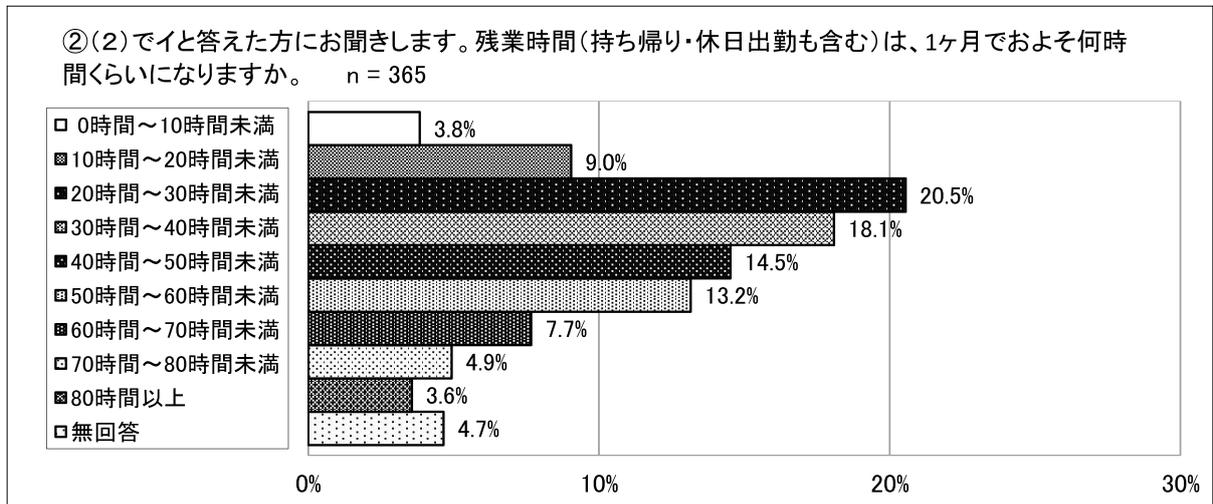
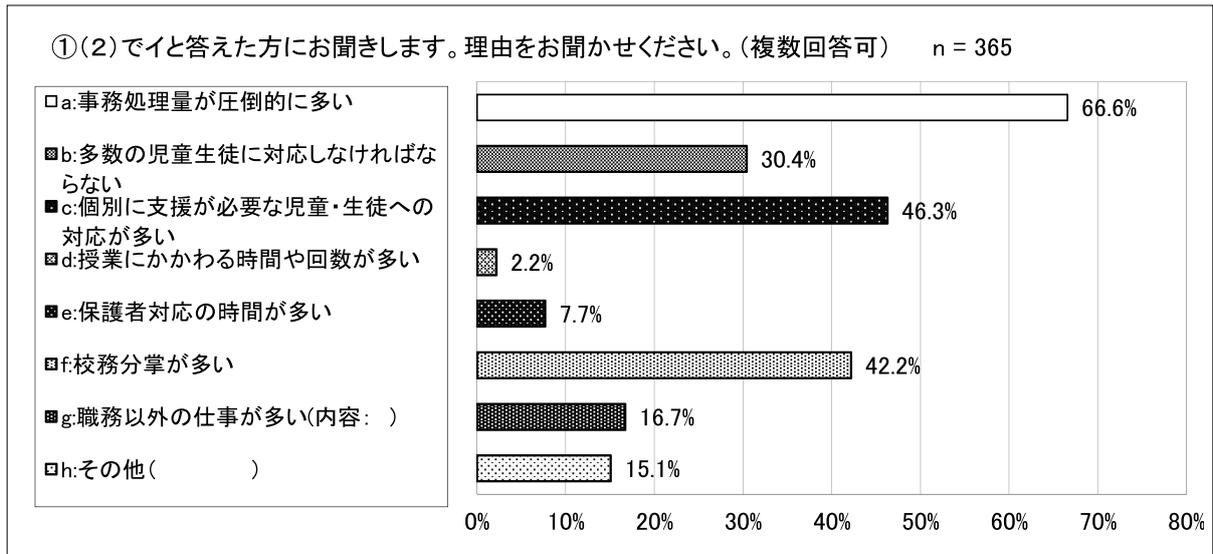
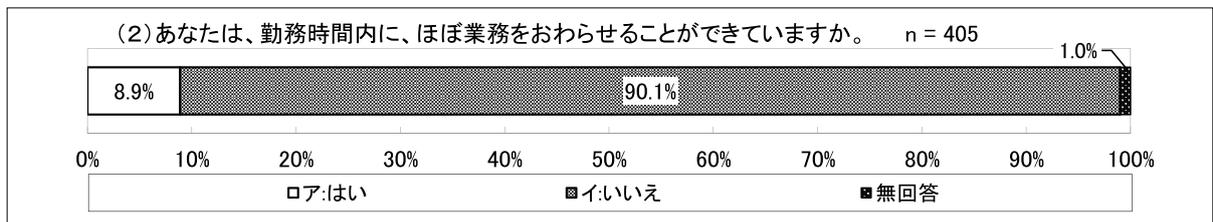
2 養護教諭手当（仮称）について

* 501人以上の児童生徒を有する学校の養護教諭にお聞きします。

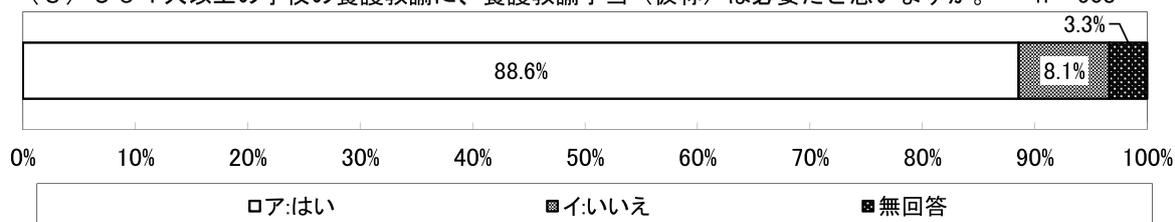




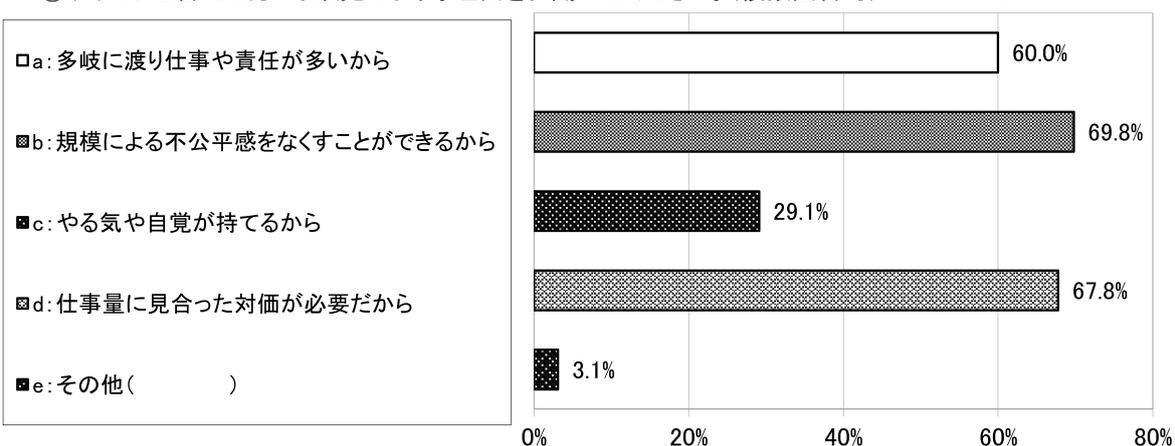
* 501人未満の児童生徒を有する学校の養護教諭にお聞きします。



(3) 501人以上の学校の養護教諭に、養護教諭手当（仮称）は必要だと思いますか。 n = 508



①(3)でアと答えた方にお聞きします。理由をお聞かせください。(複数回答可) n = 450



501人以上の学校では、ほとんどの養護教諭（96%以上）が勤務時間内に業務を終わらせることができていない。終わらない理由としては、「事務処理量が圧倒的に多い」「多数の児童生徒に対応しなければならない」「個別に支援が必要な児童・生徒への対応が多い」などが挙げられている。自由記述では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部の方との連絡調整・カンファレンスなどの対応、教育相談業務等について、「かなりの負担となっている」との回答が目立った。また、中学校では、部活動、登下校指導、時間外の会議など、「養護教諭の専門的な職務外での仕事が多い」と回答している。

定期健康診断の時期は、計画、準備、実施、後片付け、事後措置、結果の入力、統計作成、調査書作成、報告など、仕事量が膨大である。さらに今年度は新型コロナ対応が複雑化し、1か月の残業時間について、65.7%の人が40時間以上であり、そのうち、80時間以上の人も12.1%にのぼっていることが実態として浮かび上がった。

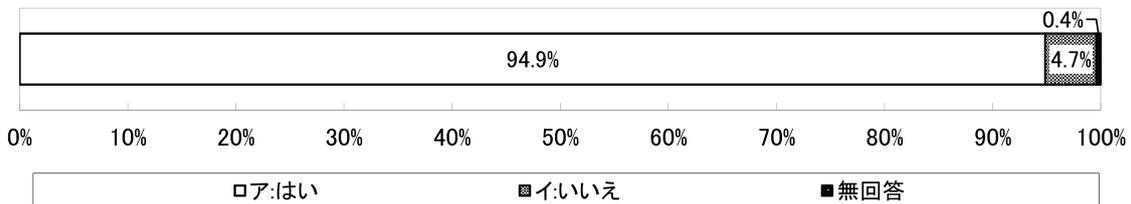
一方、501人未満の学校でも、約90%の養護教諭が勤務時間内に業務を終わらせることができていない。背景として、養護教諭としての職務だけでなく、教育相談係やスクールカウンセラー対応、給食主任、清掃・校内美化担当、安全係など、多くの校務分掌を担当しており、学校規模にかかわらず業務は多様で、多忙な実情がある。

専門委員会養護教諭部では、県教委に対し、501人以上の学校の養護教諭に養護教諭手当（仮称）を支給することを要望しているが、一人職ゆえの勤務の困難さを訴える現場の養護教諭の声は切実である。手当が支給されることはもちろんだが、学校規模に関わらず多くの養護教諭が、この職に対する見方や立場への理解を示してもらえることを望んでいる。

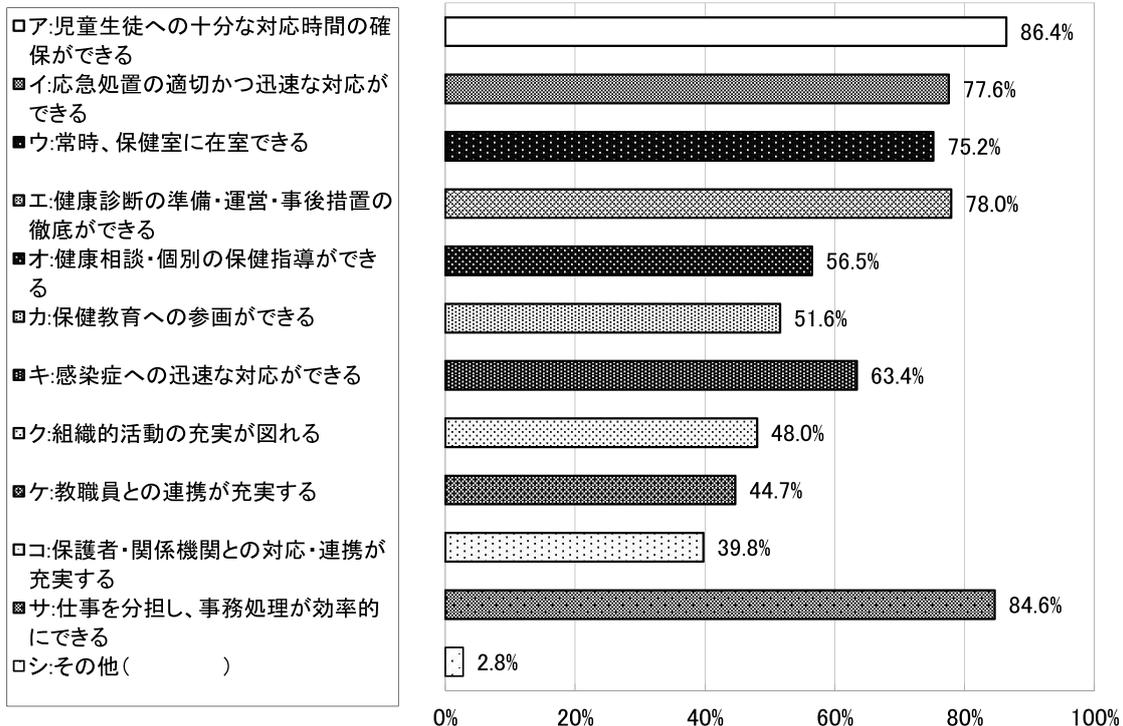
II 勤務条件に関すること

3 複数配置について

(1) 小・中学校とも、501人以上の学校には、児童生徒が抱える多様化・深刻化する健康課題に対応するため、養護教諭の複数配置が必要だと思いますか。 n = 508



(2) 複数配置の利点についてお聞きします。(複数回答可) n = 508



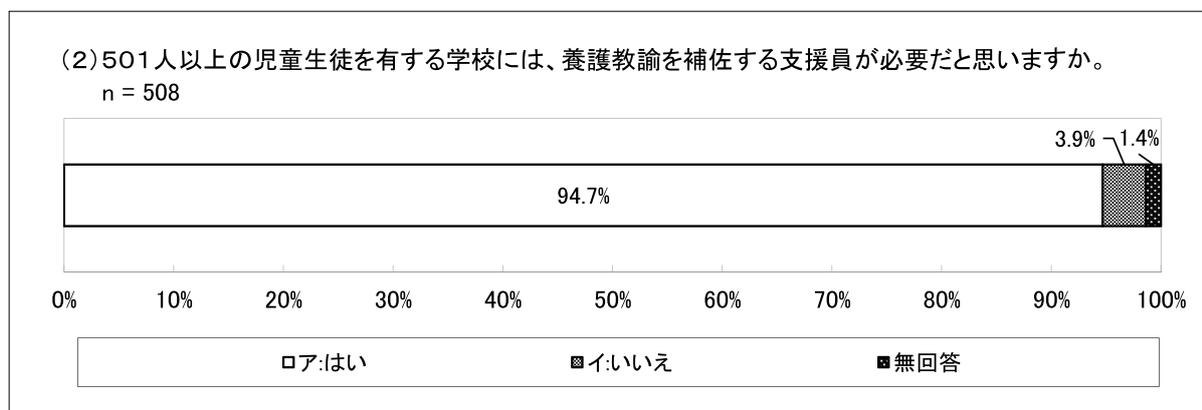
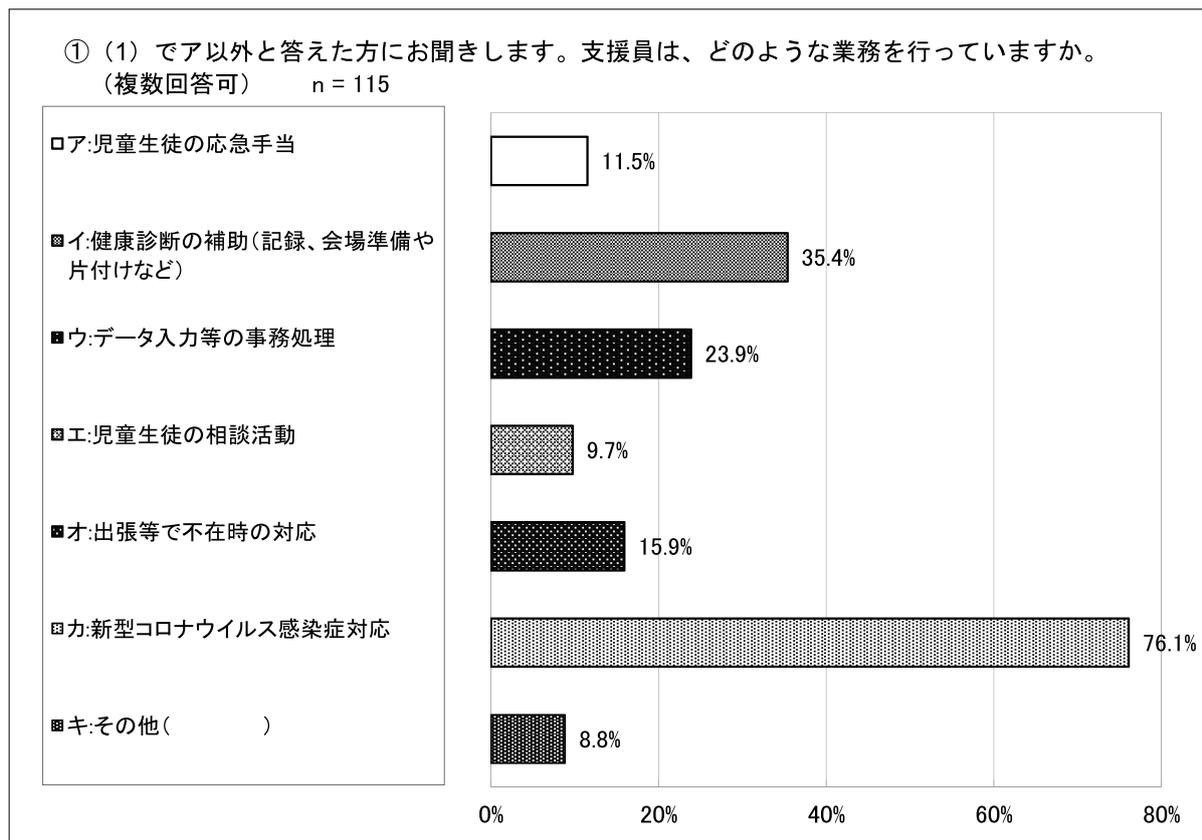
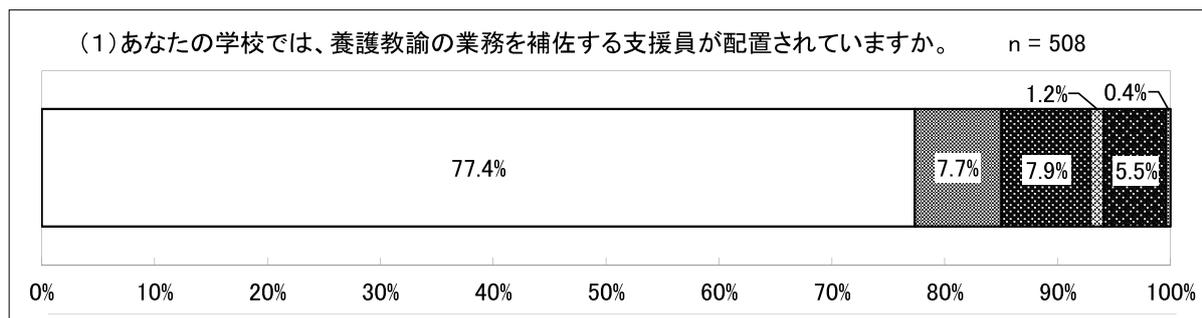
94.9%の養護教諭が、小・中学校とも、501人以上の学校には複数配置が必要だ、と感じている。複数配置が必要な理由として、

- ア：児童生徒への十分な対応時間の確保ができる
- サ：仕事を分担し、事務処理が効率的にできる
- エ：健康診断の準備・運営・事後措置の徹底ができる
- イ：応急処置の適切かつ迅速な対応ができる
- ウ：常時、保健室に在室できる

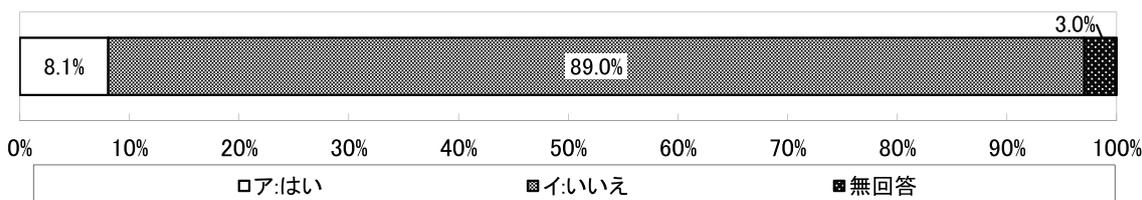
など、多くの利点があると回答している。

新たな感染症である新型コロナウイルスへの対応や、多様化・深刻化する問題を多く抱える児童生徒が増加している昨今、一人ひとりにきめ細やかな対応を行うことも養護教諭には求められている。また、養護教諭の業務は保健室内に限らない。例えば教職員や児童生徒・保護者・外部機関との架け橋となったり、学校全体の健康諸課題の解決に向けた取組を推進したりするなど、学校内の中核的な役割を担うことも求められている。これらの多岐に渡る業務は養護教諭1人では限界があり、求められる職責を果たすために多くの養護教諭が時間外勤務を行っている現状がある。そのため、養護教諭の複数配置基準を引き下げ(新たな複数配置基準 小・中学校とも501人)、複数配置を早急に進める必要がある。さらに、児童生徒数に関係なく、学校の実情に合わせて積極的な複数配置が必要である。

4 支援員の確保について



(3) 働き方改革によって、養護教諭の業務が改善されていると実感していますか。 n = 508



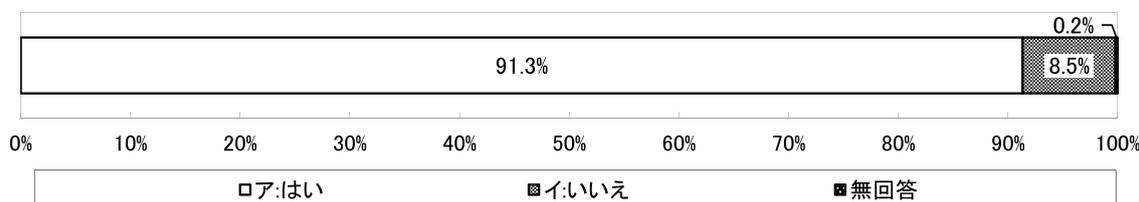
養護教諭を補佐する支援員が配置されている学校は、少しずつ増えてはいるものの、全体の22.3%と低い。業務内容として、消毒作業等の新型コロナウイルス感染症対策のために配置された支援員がほとんどであり、養護教諭にとって、実効性のある配置にはなっていない。

さらに、働き方改革によって、養護教諭の業務が改善されていると実感している人は、8.1%と少ない。養護教諭は一人職のため業務の分担が難しく、業務量が軽減している、と感じている養護教諭は少ない。このような厳しい現状から、積極的に養護教諭を補佐する支援員を配置し、養護教諭の働き方改革を推進する必要がある。

5 指導主事の配置について

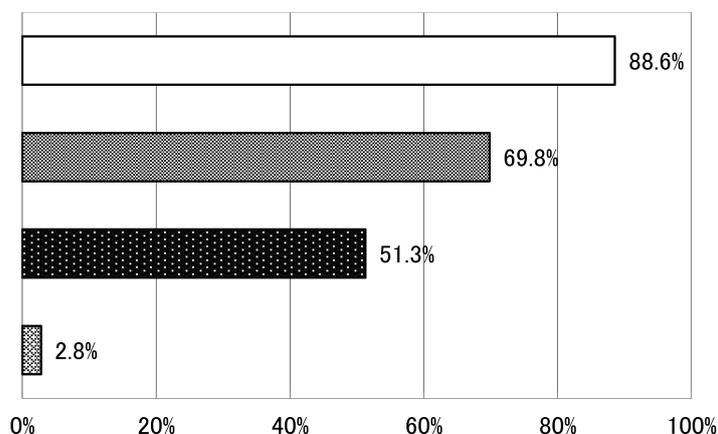
栃教協では、各教育事務所または市町教育委員会に養護教諭の指導主事を配置することを要望しています。

(1) あなたは、各教育事務所または市町教育委員会に、養護教諭の指導主事の配置を望みますか。
n = 508



①(1)でアと答えた方にお聞きします。その理由をお聞かせください。(複数回答可) n = 464

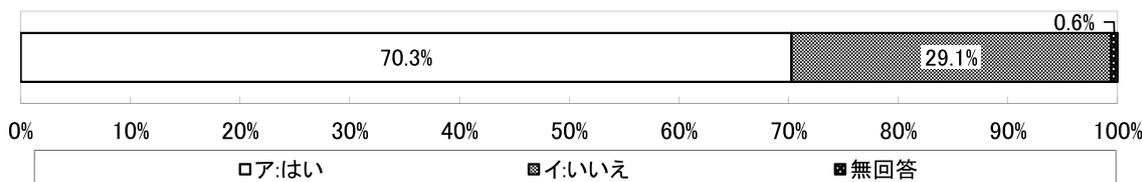
- a: 日常の業務上の疑問や悩みに対して、専門的で具体的な指導が受けられるから
- b: 養護教諭の職務を理解し、学校保健諸問題の解決に向けて管理職や行政に働きかけができるから
- c: 事務所単位や市町単位で、足並みをそろえた健康教育ができるから
- d: その他()



現時点では、養護教諭の指導主事は、教育事務所や市町教育委員会には1人も配置されていない。しかし、養護教諭の91.3%が、各教育事務所または市町教育委員会に、養護教諭の指導主事を配置してほしいと望んでいる。専門的な立場から具体的に指導していただくことで、養護教諭は業務上の疑問点や悩みが早期に解決され、安心感をもって保健教育や事務処理ができるようになり、それが児童生徒の指導・管理の充実へとつながる。また、ここ数年経験年数の浅い養護教諭が増えており、人材育成の視点においても養護教諭の指導主事が必要である。

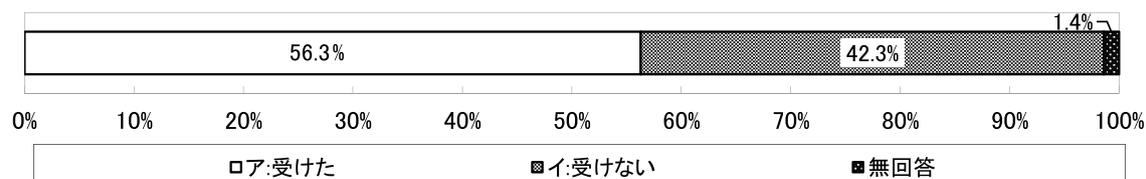
6. 人材育成について

(1) あなたは、計画訪問等を経験したことがありますか。 n = 508



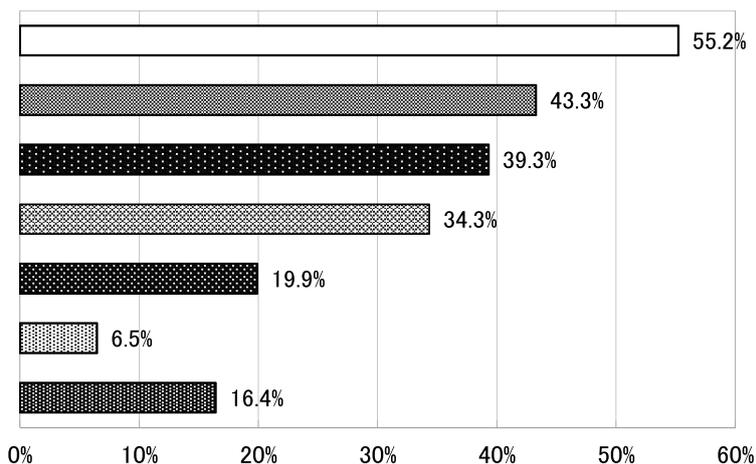
* 「はい」と回答した方にお聞きします。(2)～(3)

(2) 最近の計画訪問等の際に、指導主事から職務についての指導助言を受けましたか。 n = 357

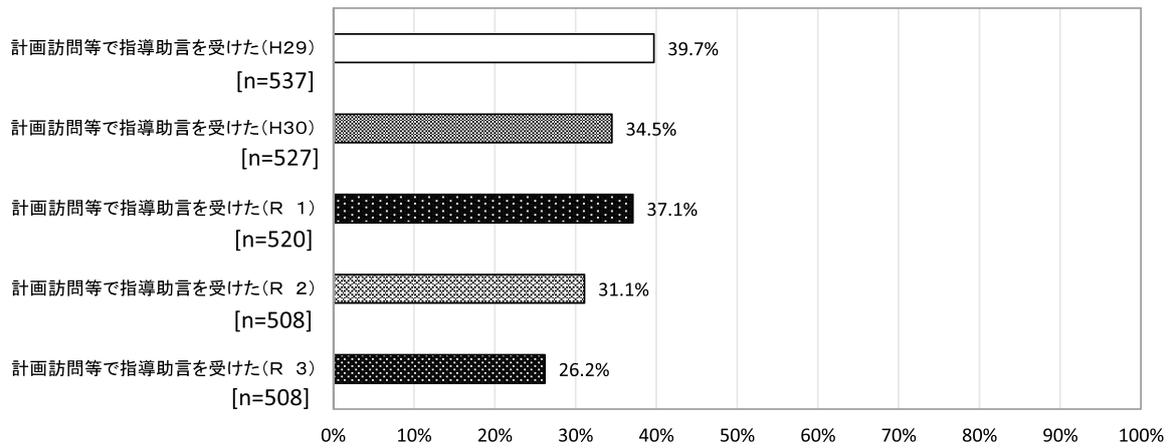


①(2)でアと答えた方にお聞きします。受けた内容はどんなものでしたか。(複数回答可) n = 201

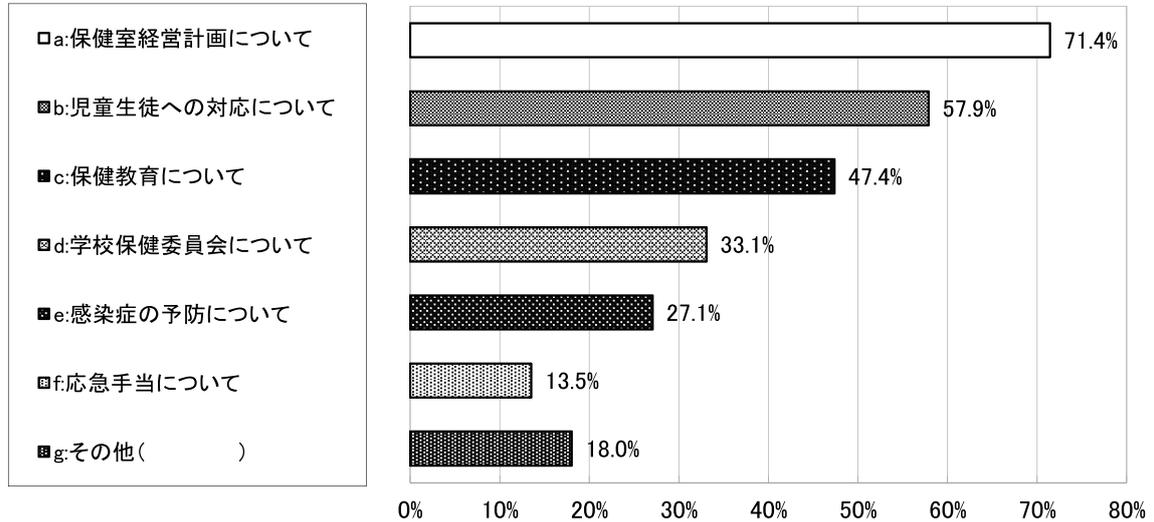
- a:保健室経営計画について
- b:児童生徒への対応について
- c:保健教育について
- d:学校保健委員会について
- e:感染症の予防について
- f:応急手当について
- g:その他()



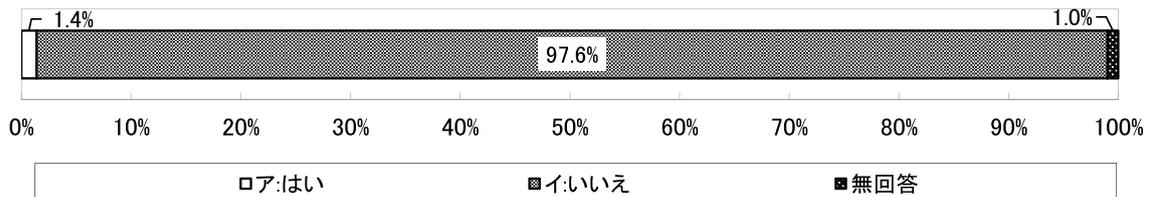
(3) 最近の計画訪問等の際に、指導的立場の養護教諭(教科指導員)から職務についての指導助言を受けましたか。



① 受けた内容はどんなものでしたか。(複数回答可) n = 133



(4) あなたは令和2年度、指導的立場の養護教諭(教科指導員)に任命されていましたか。 n = 508

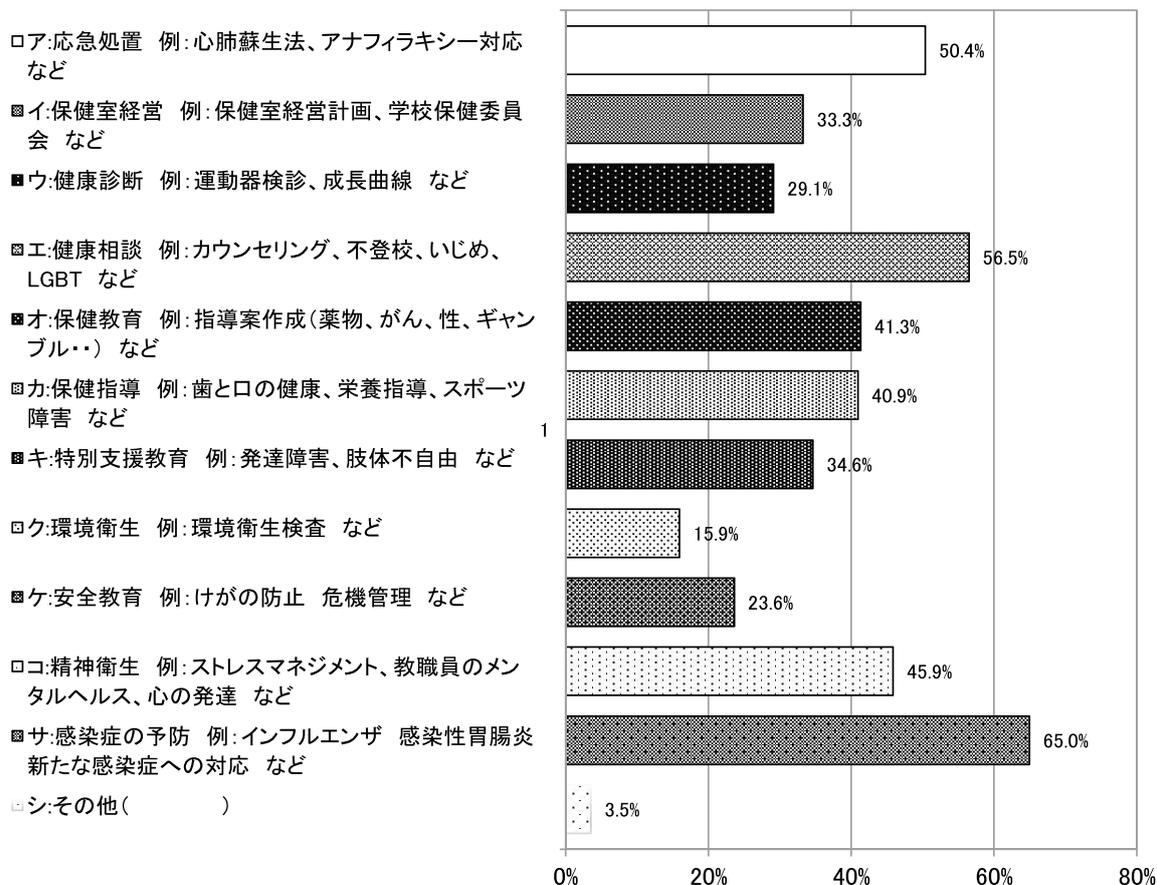


指導的立場の養護教諭（教科指導員）は、自校に勤務しながら、同じ市町の養護教諭に対して指導助言する養護教諭のことである。養護教諭が指導的立場の養護教諭から指導を受けている割合は、減少傾向にあることが分かる。指導内容に関しては、「保健室経営計画について」「児童生徒への対応について」「保健教育について」が多かった。計画訪問は、養護教諭にとっても、一般教員と同じようにスキルアップの機会である。一般教員は専門の指導主事から具体的な指導を受けているが、仕事内容が多岐にわたる一人職の養護教諭こそ、指導を受ける必要がある。保健室経営や日常の業務等の悩みについて具体的な指導が受けられることで自信をもって業務にあたることができ、学校保健をさらに充実させていくことができると思う。

しかし、指導的立場の養護教諭（教科指導員）は通常の業務を行いながらの兼務で負担が大きいことも理解できるため、指導を受けたいと思いつつも計画訪問時の指導を希望できない現状もある。このことから、各教育事務所または市町教育委員会に養護教諭の指導主事の配置が必要であると言える。

7 研修の充実について

(1) 令和2年度、総合教育センターでは「養護教諭専門研修 ～養護教諭が行う保健学習～」が開講されませんでした。今後どんな研修を希望されますか。(複数回答可) n = 508



(2)あなたは、養護教諭の内地留学について必要性があると思いますか。 n = 508



研修の希望内容を調査したところ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり「感染症の予防」が最も多く、次に「健康相談」「応急処置」「精神衛生」の順に希望が多かった。昨今の児童生徒を取り巻く環境から、現在の養護教諭が求めているのは、保健教育のための研修より健康課題や緊急時の対応に関する研修など、日常の保健室での業務に直接関係する内容に変化している。そのため、ニーズにあった研修内容、研修回数、研修時期について改善・充実を図る必要がある。

内地留学については、92.5%の人が「必要である」と答えている。内地留学経験者からは、「専門的な学びを深めることができた」「視野が広がり、保健室や養護教諭の役割や重要性を改めて確認できた」「研究したい内容に時間をかけて深く学ぶことができ、保健室経営の充実につながった」「養護教諭の職務について客観的に見るいい機会になる」等の感想があった。中でも最も多かった感想が、「視野が広がった」であった。その理由には、教授や学生、関係機関の方との交流、研究・研修に集中できる時間が確保されることなどが挙げられていた。内地留学の研究内容は県養護教育研究会でも報告され、県内養護教諭全体のスキルアップにもつながっている。児童生徒の心身の健康問題は複雑化・多様化し、それに伴い指導内容が多岐にわたっている。養護教諭が自信をもって子供たちを支援し、先生方に適切なアドバイスができるように、今後も研修の機会継続と内容の充実が求められる。

〈自由記述〉（抜粋）

1 業務について（働き方改革・コロナ対応含む）

- ・教職員の人間ドック等、各種検診が個人申込の体制となるとありがたい。
- ・健康診断票の記入についてデジタル化してほしい。
- ・宿泊を伴う学校行事の全てに引率するのは、精神的にも肉体的にもそして金銭的にも負担が大きいので配慮して欲しい。（小中併設校の養護教諭はとても辛い。小さな子供がいるとさらに辛い）
- ・SSWの配置のため仕事が増えた。その予算で支援員を増やしてもらった方が、生徒対応ができる。
- ・中学校は、副担の数が少ないと養護教諭の負担が大きくなる。部活動の担当は外してほしい。
- ・多忙化に加え、疲弊している現状を明らかにして、業務改善を呼び掛けてほしい。
- ・新型コロナウイルス対策や保健室の不登校対策等業務が多岐にわたり、多忙すぎる。
- ・コロナ対策のため、SSSの継続を希望する。
- ・感染症対策で業務が減らず、調査も多く、多忙感が増している。手当も付かず、勤勉手当も減り、モチベーションが下がる。感染症対策についても、市教委で明確な方針がでず、学校任せにされている。

2 複数配置について

- ・手当や複数配置など人数の区切りでなく、必要ところに支援してほしい。
- ・大規模校は児童や職員が多いため、負担が大きい。複数はもちろん、正規採用の2名配置を希望する。
- ・小規模校や分校は職員が少なく、一人一人の仕事量が多い。手当よりも、人的配置が必要。
- ・養護教諭の補佐をする支援員配置を希望する学校には、人数に関係なく積極的な配置をお願いしたい。
- ・年間を通しての配置が難しいようならば、1学期だけでも補助を入れてほしい。
- ・他県では学校の希望に合わせて5日～10日程度、養護教諭の支援員が来校するシステムがあるので本県にも取り入れてほしい。

3 研修について

- ・研修を充実させてほしい。リモートでの研修も取り入れてほしい。
- ・新規採用研修等が、臨時採用職員にもあるとありがたい。
- ・養護教諭専門研修（総合教育センター）が毎年2学期の始業式で受けることができない。
- ・新採指導教員がかかわる日数を増やしてほしい。

4 再任用・臨時採用について

- ・再任用の採用形態がフルタイムしか選べない。働きたい気持ちがあっても希望しないという人が増えている。再任用2人で1校対応や、支援に2日勤務するなどの選択肢を増やしてほしい。
- ・経験のある退職養護教諭が支援員になること、支援員の柔軟な派遣方法を含め、スマイルプロジェクトを充実し、養護教諭を補佐する支援員を確保していただけることを強く要望する。

5 その他

- ・教職員評価制度における行動規準表の養護教諭に対応した記入例がほしい。
- ・社会の変化とともに、子供の心の変化も極めて大きく、性の問題、ネット依存、リストカット等保健室対応に苦慮している。養護教諭のメンタルヘルスの維持ができるような機会があると良い。
- ・専門外の先生が保健主事になる場合、結局、養護教諭が保健主事の仕事をすることになる。
- ・管理職が健康教育という考え方に知識が乏しいと説明に時間がかかる。市町に養護教諭の指導主事がいないため、職務に支障をきたすときがある。
- ・環境衛生検査については、県内統一の項目・やり方があるとありがたい。